

国保税の計算方法が変わります

国保税の課税額は、項目ごとにそれぞれ年間の課税額の上限が定められています。このうち医療分の課税上限額が、令和8年度から変更となります。

令和8年度 国保税の計算方法

医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分(※3)
病気にかかった時などの医療費として、国保加入者全員が負担します。	後期高齢者医療への支援金分として、国保加入者全員が負担します。	介護保険事業への納付金として、40～64歳までの国保加入者が負担します。	子ども・子育て支援金として、18歳以上の国保加入者が負担します。
①所得割	④所得割	⑦所得割	⑩所得割
加入者全員の基準総所得額(※1) × 6.9%	加入者全員の基準総所得額(※1) × 2.6%	加入者全員の基準総所得額(※1) × 2.1%	加入者全員の基準総所得額(※1) × 0.3%
②均等割	⑤均等割	⑧均等割	⑪均等割(※4) ⑫18歳以上均等割(※5)
国保加入者数 × 2万6,000円 ※未就学児(※2)は半額	国保加入者数 × 1万円 ※未就学児(※2)は半額	対象者数 × 1万1,000円	⑬国保加入者数 × 1,200円 ⑭対象者数 × 100円
③平等割	⑥平等割	⑨平等割	⑬平等割
1世帯につき2万500円	1世帯につき7,500円	1世帯につき6,100円	1世帯につき800円



- ※1 基準総所得額＝前年の総所得金額等－基礎控除(通常は43万円)
- ※2 6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者
- ※3 令和8年度より開始し、令和10年度にかけて段階的に引き上げ予定です
- ※4 18歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者については被保険者均等割額を減額します
- ※5 18歳以上均等割額は18歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者には課税しません

後期高齢者医療保険料率が改定されます

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に一度見直すこととされています。被保険者数の増加が続き、医療給付費の増加が見込まれることなどにより、令和8・9年度の保険料率は、次のとおり決定しました。

※令和9年度の子ども・子育て支援金分は来年度改定される予定です

令和6・7年度 医療分(年額)	変更後	令和8・9年度 医療分(年額)	+	令和8年度 子ども・子育て支援金分(年額)
①均等割額 4万9,100円		①均等割額 5万4,600円		①均等割額 1,400円
②所得割率 10.07%		②所得割率 9.78%		②所得割率 0.25%
①+② 保険料額 上限80万円		①+② 保険料額 上限85万円		①+② 保険料額 上限2万1,000円

所得が低い人に対する均等割額の軽減制度

後期高齢者医療制度の保険料について、令和8年度の均等割額の軽減制度は次のとおりです。詳しくは7月中旬に発送される保険料決定通知(白色の封筒)を確認してください。
※令和8・9年度の医療分に限り、従来の7割軽減の対象者に、7.2割軽減を実施します

令和8年度 均等割額の軽減制度

軽減割合	世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額
7割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)]以下の場合
5割軽減	[43万円+31万円×(被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)]以下の場合
2割軽減	[43万円+57万円×(被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)]以下の場合

令和8年度から 子ども・子育て支援金制度が始まります

- 問 ●国保税＝国民健康保険課(☎27-2736)
●後期高齢者医療保険料＝年金医療課(☎27-2739)
●「子ども・子育て支援金制度」に関する問い合わせ窓口
＝こども家庭庁コールセンター(☎0120-303-272)

「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆さんから支援金を拠出してもらい、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。支援金は児童手当の拡充、育児時短就業給付、育児期間中の国民年金保険料免除、妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付、こども誰でも通園制度の6つの事業に充てられます。徴収が始まるのは7月からです。国民健康保険税(国保税)または後期高齢者医療保険料と併せて1年間分を8期に分けて納付してください。現在特別徴収の人は10月の年金天引きから子ども・子育て支援金分が含まれます。



子ども・子育て支援金制度 Q&A

どうして「支援金制度」が必要なの？

近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

収入が少なくても支払う必要があるの？

支援金は所得に応じて負担してもらいます。しかし医療保険料と同様に、低所得の人には保険料軽減措置を設けています。

支援金は今後どうなっていくの？

令和10年度にかけて段階的に引き上げ、令和10年度以降も継続して支援金を負担してもらう予定です。

なぜ独身者や高齢者も支払うの？

子どもの育ちを支える支援金制度は、成長した子どもが将来社会を支える担い手となるため、全ての人にメリットがあります。そのため、独身者や高齢者など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支援金を拠出してもらいます。

支援金により負担が増えるの？

支援金の導入による実質的な負担はありません。支援金の導入に当たり、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっています。



◀こども家庭庁HP

国保税の均等割・平等割が減額となる所得基準を変更します

国保税は、世帯主と国民健康保険被保険者の前年所得の合計が一定の基準以下であった場合は均等割と平等割が減額されます。減額の割合は所得に応じて7割・5割・2割です。このうち5割減額と2割減額の所得基準が、令和8年度から次のとおり変更となります。

令和8年度 均等割・平等割が減額となる所得基準

減額割合	世帯員(世帯主と被保険者)の前年所得の合計
7割を減額	43万円+【10万円×(給与所得者等の数-1)】以下の場合
5割を減額	43万円+【10万円×(給与所得者等の数-1)】+(31万円×被保険者数)以下の場合
2割を減額	43万円+【10万円×(給与所得者等の数-1)】+(57万円×被保険者数)以下の場合

※被保険者には同世帯で国保から後期高齢者医療制度へ移行した人も含まれます
※給与所得者等の数は世帯主および被保険者で、給与収入55万円超の人または公的年金等の収入額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超の人の人数です
※【10万円×(給与所得者等の数-1)】の加算は給与所得者等の人数が2人以上の場合に適用します
※世帯の中に前年分の所得を申告していない人がいる場合は、適正な税額計算や減額制度の適用ができない場合があります。収入がない、遺族・障害年金などの非課税所得だけであったなどの場合も、減額制度の適用を受けるためには申告が必要な場合があります